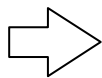


給付金制度(スポーツ振興センター)について

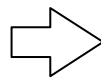
学校管理下(登下校時、校外行事、部活動を含む)で起こったけがや食中毒などの疾病に対して、医療機関で治療を受けた場合、災害共済給付の請求を行うことができます。(保険診療分が対象となります)

◇手続きの流れ◇

①けが発生



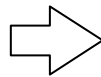
②医療機関で治療を受ける



③ご家庭より申し出を受けて、
学校から手続き書類をお渡しします



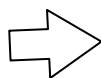
④活動担当教員が災害報告を作成する



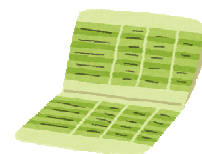
⑤医療機関で③の書類を記入してもらう
(保護者記入の書類もあります)



⑥月末に学校で⑤をまとめて申請する



⑦給付金支払決定通知がご家庭に届く
保護者口座に給付金が振り込まれる
(申請の翌々月頃)



◎参考事項

- 学校管理下におけるケガ等の医療費については、小児医療証を使用しないようお願いいたします。小児医療証ではなく、スポーツ振興センターの医療給付が優先されます。
- 初診から治癒までの合計で、医療機関での窓口支払いが1500円以上のものが対象となります。最長10年間支払われます。
- 事故発生から2年間手続きを取らない場合、請求権がなくなります。
- 小児医療証やひとり親制度を利用した場合も申請は可能です。(一割のみ給付)
- 交通事故などで損害賠償を受けられる場合、生活保護家庭は給付の対象となりません。

ご不明な点がございましたら、保健室までご連絡ください



046-274-8903